

幕末の鉄座設立運動と由緒

渡辺 尚志

はじめに——中橋家の由緒

本稿の課題

近世においては、さまざまな身分・階層に属する「家」や社会集団がそれぞれ自らの由緒を主張することで、特権や権益の獲得・維持・回復を目指していた。したがって、「家」や社会集団が由緒を主張するときの論理構造や価値意識、由緒の主張が受容される社会的背景・基盤、由緒が効果を発揮する局面とその度合、などをさまざまな事例に即して具体的に検討することは、近世社会の理解にとって有益であろう。本稿はこうした観点から、幕末期に由緒を抛り所に鉄座を設立しようとした一人の男の行動を跡付けてみたい。¹⁾

慈尊院と中橋家

本稿の主人公は紀伊国伊都郡慈尊院村に住む中橋弘道（嘉平治）である。慈尊院村（現、和歌山県伊都郡九度山町）は、高野山の西北の山麓、紀ノ川の南岸にあり、近世を通じて高野山領、村高は慶長十年（一六〇五）一六〇石、「天保郷帳」では二二一・四石余、「旧高旧領取調帳」では二三六・三石余であった。慈尊院村の村名は、同村にある寺院慈尊

院に由来している。慈尊院の前身は、九世紀前半に高野山に堂塔伽藍が建設された際、資材の調達・集積・管理の基地として山麓に設けられた政所であったと思われる、その後平安時代に上皇や貴族の高野山参詣が盛んになると、彼らの休泊所とされた。また、いつの頃からか、慈尊院は弘法大師の母の廟所とされるようになり、女人高野としても世に知られた。

中橋家は、家伝によれば、弘法大師の母方の従弟に当たる阿刀元忠を始祖とする。元忠の父阿刀大足大輔弘信は弘法大師の生家佐伯氏の出で、大師の叔父に当たるといふ⁽²⁾。元忠は、政所において大師の母の世話をし、彼女の死後は廟所への奉仕を続け、中橋家は以後代々慈尊院政所別当職を務めたといふ。しかし、中世までの家伝は荒唐無稽の感を否めない。こうした由緒がいつ成立したかは不詳だが、遅くとも享保期には成立していたことが確認できる。その後、中橋家二九代元昭は、和歌山藩の『紀伊統風土記』編纂のための地誌調査を契機に、隠居後の文化十一年（一八一四）頃から系図・過去帳・由緒書の整理・作成を始め、本稿の主人公たる三〇代弘道も家譜の整備に努めて、弘化二年（一八四五）三月に「阿刀姓正裔中橋家世系脉譜」⁽³⁾を苦心の末完成させた。

確実な史料上での中橋家の初見は天正七年（一五七九）であり、天正二十年の「慈尊院村之名寄帳」⁽⁴⁾によると村内で最高の石高（一三・二〇八石）を所持していた。十七世紀前半には、俗人のまま慈尊院の経営を担当する別当となり、以後代々別当職を家職とした。元禄五年（一六九二）には帯刀許可・夫役免除の特権をもつ地士身分となっていた⁽⁵⁾。

中橋弘道は、寛政九年（一七九七）生れ、文化八年家督相続して三〇代当主となる。彼が当主となった頃は家運傾き借財が累積していた。彼は、負債解消のため油搾り・酒造・木材伐出しなどの新規事業に着手するがいずれもうまくいかず、弘化四年には負債総額八九〇〇兩余にのぼった。弘化三年彼は隠居し、子の元貞に跡を譲った。その後、嘉永三年（一八五〇）には、高野山からの借金の利息滞納のため領内差構・闕所処分とされるが、安政三年（一八五六）四月には赦免された。弘道は処分をうけたのち阿刀祐保と改名していたが、赦免後中橋姓に復した（ただし、本稿では中橋

弘道で統一する。

すなわち、中橋家はそもそも慈尊院別当職の由緒を誇る家であり、弘道も家譜作成など自家の由緒に深い関心を抱いていたが、他方弘道の代に経済的には没落の危機に瀕し、一時は闕所処分にまでされるありさまであった。そこで、弘道はこうした状況を一気に挽回すべく、鉄座設立に乗り出すのである。

1 鉄座免許の家——松井家の由緒

松井家の由緒

中橋弘道の鉄座設立運動は、松井家の鉄座免許の由緒を獲得することで開始された。そこで、本節では、松井家の由緒と、中橋・松井両家の関係とをみておきたい。はじめに、松井家の由緒書を紹介しよう。

〔史料1〕⁽⁶⁾

松井由緒書

松田庄兵衛為吉

右ハ三州幡豆郡饗場村郷士ニ而前々方鉄座之故由も有之候処、嫡男次郎兵衛為成与申もの北條家長臣松田氏ニ所縁在之養子ト相成、松田尾張守と改名して北條氏政公ニ仕官、此尾張守ニ男子無之女子二人アリ、妹ノ千世女三州花井利兵衛ノ養女ニ入家之後、岡崎之御方へ御奉公ニ上り男子出生之処恐多も從ニ御神君様ニ松田ノ一字ツ、合松井ト改姓被ニ仰付ニ候上、松千代と幼名被ニ下置殊ニ鉄座之儀左ニ写之通。

鉄之座之事雅楽助依有ニ申旨
(酒井正親)

前々不ニ相替ニ申付候上永不レ可レ在ニ

相違_レ者也。仍如_レ件。

御直判

永祿八乙丑年四月十八日

松千代かたへ

右御文言之通永御免許御黒印頂戴仕候事ニ御座候。尚數年之後依ニ上命ニ松千代儀者尾張守ノ嗣子ト成、松田左馬之介憲孟ト号し北條氏直公ニ仕へ、小田原落城之砌主君氏直氏照ニ隨ひ高野山江入と云々。依而嫡子松田庄兵衛為直儀父左馬之介生国三州ノ故郷江移住し実家松井を相続ス。亦為直ノ嫡子松井庄左衛門光秀義ハ駿河大納言様江奉仕ノ後、御落去ニ付流浪松平伊豆守様恩遇ニよつて多摩郡八王寺宿江立退浪住仕候。前段之間鉄座之儀廢弛ニ及候故、庄左衛門嫡子才兵衛光次と申者江戸小石川戸崎町江引越住居之上発起し、元祿十四辛巳年中鉄座御再興之儀奉ニ歎願申上_レ候処、其頃ハ諸願共御取用無_レ之、乍_レ然 御黒印之御儀ハ太切ニ所持仕時節相待重而願出候様被_レ為_レ仰諭難_レ有相畏候得共、才兵衛儀老衰ニ及ひ露命難_レ斗存 尊崇仕候 御判物弊屋ニ護持、万ニ罹災之恐も不_レ少奉_レ願上_レ候処 御公儀様江御預り被_レ成下一候旨申置候。右ハ松前伊豆守様町御奉行中之由、早而才兵衛ハ元祿十六未年九月廿三日卒去、尤存生中ニ遺言有_レ之候付忤忠兵衛方町御奉行大岡越前守様江御願奉_レ申上_レ候処、御糺之上由緒之儀ハ無_レ紛紛ニ相聞候得共、鉄座之事ハ大坂表ニ而其筋鉄問屋共と対談ニおよひ故障無_レ之事ニ候得者、古来之通鉄座取締相心得候様追而可_レ申渡_レとの御旨被_レ仰聞、難_レ有相畏彼是手配仕候内発病終ニ相果、其跡忤新兵衛と申もの前条統キ申上奉_レ願上_レ候処、初発才兵衛歎願之次第も有_レ之ニ付、大岡様思召を以諷訪美濃守様御方御内寄之節被_レ召出_レ被_レ仰聞_レ之御旨ニ者、近来製鉄之出方殊之外相減候故向後問屋共之口錢ニ不_レ構、鉄座之儀ハ金壹両ニ付而成共鉄一束ニ付而成共口銀六分ツ、取立可_レ申、右ニ付而八前以申渡之通大坂鉄問屋及ニ示談ニ、若し故障之儀申聞候ハ、其旨可_レ訴出_レ様格別御仁愛を以被_レ仰渡_レ、誠ニ以難_レ有仕合謹而御請申上候事ニ御座候。然ニ新兵衛虚弱之上発

病上坂延引奉_二恐入_一松波筑後守様島長門守様江無_二余儀_一歎願申上、大坂問屋惣代之者御当地江御召出被_レ下候様奉_二願上_一候処、先達而大岡越前守被_二申渡_一之趣_二違背_一不相成_二旨被_二仰聞_一恐入奉_レ畏候。右_二付新兵衛上坂之儀猶予難_レ成心配之場病氣相重り終_二相果候後、悴甚兵衛与申もの微力之中漸々縁類多摩郡上平井村新左衛門と申者_二談合、両名を以奉_二願上_一候処御聞届被_二成下_一其節左之通御書附被_レ下候。

申渡覚

一鉄座之事先達而其方共由緒を以御免許之儀訴江出候付、亦々吟味之上達_二上聞_一候処、越前守勤役中書附を以申渡候通、江戸大坂鉄問屋と申合鉄座之儀ハ格別向後問屋共方へ鉄釘積廻候節荷数相改、刃金製鉄与も古来之通座方取締方相心得、問屋共口錢_二不_二相構_一以来金壹両_二付候共鉄一束_二付候与も銀六分ツ、取立可_レ申候。猶又此度問屋卜熟談いたし度段相願候付、右挨拶之上積りを以可_二申付_一候、以上。

宝曆七殿

丁丑年十一月

其後宝曆十二年午ノ秋中態と松井甚兵衛大坂へ罷越、鉄問屋へかけ合左_二一札認させ受取帰府。

添証文之事

一先年江戸表と新左衛門と申人当地江罷越、関東従_二御先代様_一鉄座御免之御許状頂戴仕居候付先達而奉_二願上_一候。依_レ之大坂鉄問屋中差支無_レ之旨書附具候様申来、慥成儀と奉_レ存鉄問屋相對証文相渡申候。然処新左衛門と申人紛わ敷儀_二付、御黒印頂戴仕居候本人松井松千代殿之子孫甚兵衛卜申人其御元之由承知仕候。尤先達而十一軒之相對証文新左衛門江相渡候。其訳ハ右之願相叶候得者_二一統宜儀_二付証文_二印形而相渡候儀_二御座候。此度其御元と御願被_レ成度由_二付相對証文御内談在_レ之候得共、一事両通_二相立候故新証文者難_レ致候。但し新左衛門江相渡在_レ之古証文之通ハ承知仕居候事故、相違之儀無_レ之御請可_レ仕候。仍而添証文如_レ件。

宝曆十二年午九月

大坂仲間惣代江之子島

森口屋孫八郎印

同所同断

後藤屋市三郎印

松井甚兵衛殿

右新左衛門へ相渡候証文ハいづれも手代共印形ニ而相渡有之候付、此度ハ私共直印ニ仕相認処如件。

右同断兩人印

前件之通入手而甚兵衛帰府仕候上大坂証札相添町御奉行土屋越前守様へ御届奉ニ申上候。依而引統御伺可ニ申上ニ答之処新左衛門大病無程相果、甚兵衛老人心勞追々手元も窮迫し老衰ニ及候間、本国三州之方ニ而用途金為ニ調儀ニ帰国仕候所、発病長々相煩ひ天明四辰年七十九才ニ而相果申候。右等之積願不レ得ニ止事ニ悴庄兵衛と申もの江戸表へ罷出本所割下水辺ニ浪住仕心配致し候内、老人之悴庄吉も病死力落し旁以三州へ引退候上文政十亥年山中郷ニて相果申候。右躰に世々のもの共微運非力ニして念願も難ニ遂哀至極之事共ニ御座候、已上。

史料1の主旨は、おおよそ次のようなものである。三河国幡豆郡饗場村郷士松田庄兵衛為吉は前々から鉄座との関係が深かったが、彼の嫡男為成は後北条氏の家臣松田氏の養子となり松田尾張守と改姓した。その娘千世は、三河国の花井利兵衛の養女となり、松平（後の徳川）家に奉公しているうちに男子（明言されていないが暗に家康の子だと示唆されている）を生んだ。家康は、その子に松井姓を与え松千代と名付け、永禄八年（一五六五）四月十八日付で永く鉄座支配を免許する旨の判物を与えた。松千代は家康の命で松田尾張守の嗣子となり、松田左馬之介憲孟と名乗って後北条氏に仕えたが、その子為直は三河に戻って松井家を継いだ。為直の子光秀は徳川忠長に仕えたが、彼の処罰後は武蔵国多摩郡八王子宿で浪人暮らしとなり、こうした間に松井家の鉄座支配も廃絶した。光秀の子光次は江戸に移住し、元

禄十四年（一七〇一）鉄座再興を幕府に嘆願したが取り上げられなかった。光次は、家康の判物を幕府に預けて、元禄十六年に死去した。その子忠兵衛と、忠兵衛の子新兵衛も再興運動を続け、新兵衛の子甚兵衛は親類の武蔵国多摩郡上平井村新左衛門と協力して鉄座再興を幕府に願い出、さらに宝暦十二年（一七六二）には大坂に行つて鉄問屋仲間と交渉し彼らの同意を取りつけるところまでこぎつけた。ところが、新左衛門が病死し、甚兵衛も資金調達のため三河に帰つたところで発病し、長煩いの末天明四年（一七八四）に死去した。甚兵衛の子庄兵衛は江戸に出て運動を続けようとしたが、伴庄吉の死もあつて落胆し、三河に戻つて文政十年（一八二七）没した。ここに、松井家の跡は絶えた。以上が由緒書の述べる松井家の来歴である。

ちなみに、安永九年（一七八〇）に、松井家とは無関係に、幕府によつて大坂に鉄座が設立された。この鉄座は、大坂の間屋を通して、大名領で生産されたものを含めて全国の鉄・鋼を独占的に買い上げ、それを仲買に売り渡すことを業務としており、全国の鉄流通の完全な統制を意図したものであつた。しかし、鉄を安く買い上げられた鉄師（七）立から七年余で廃止された。

弘道と松井家——由緒の獲得

次に、中橋家と松井家の関わりについてみておこう。（八）天保十四年（一八四三）秋、高野山の堂塔伽藍が火災で焼失した。高野山では、幕府による再建を嘆願するため代表を江戸に派遣したが、弘道もその関係で弘化三年（一八四六）正月に出府した。その際、江戸で、三二〇〇石取の旗本柴田家の家臣柴田淳平と知り合い、彼から主家の知行所三河国額田郡山中本宿村（九）に住む富田群蔵（本宿村にある柴田家陣屋の支配役）と分家の富田貞助（百姓身分）のこと、および富田家の親類松井家のことを聞かされた（富田家は、文政年間に、松井庄兵衛から末期（十）にあつて「御書（家康の判物）」

写を始家記類一円」を渡され、松井家の跡式相続のことを託されていたのである。その後、柴田から弘道の弟篤助(常三郎)を松井家の養子にほしいとの相談があった。弘道は、嘉永元年(一八四八)に初めて富田群蔵と会い、彼から鉄座再興の念願を聞いたが、弘道にすれば「当時ニ向ひ御書の一儀而已申立鉄座の御願ひ申上候⁹迎も乍^レ恐間遠き事の様ニ相覚」、しっかりした鉄座の仕法書を作成する必要性を述べたところ、群蔵も納得した。それから、早速弘道は鉄座再興の準備にかかり、嘉永二年六月には「鉄山熟練之者并ニ大坂其筋之者兩人引連出府仕、御当地之内鉄業筋ノ要旨内々申試、追々熟得仕」るにいたり、同三年夏には仕法書の大枠が出来上がった。嘉永二年頃には養子の約定も整い篤助は松井昌兵衛是愛となったが、その際取り交わされた書類の年紀はさかのぼって弘化三年とされた。

嘉永五年四月には、当時江戸の芝式本榎町内に住んでいた松井昌兵衛から兄弘道・実家当主中橋元貞に宛てて一札が出されているが、そこで昌兵衛は弘道に対し「深く御精力被^レ入候而、大坂江戸両所鉄業之振合、且其向々熟練之輩江御試合肝要之廉々、及近年來鉄類高価之訳、且往々御趣法之御書立等全く御仕揃へ出来候条々、誠ニ以私共感伏仕候」、¹⁰「尊兄初発^レ此頃迄御往來逗留諸雜費甚不^レ輕儀、既ニ家之宝刀(菊作太刀のこと、後述)迄も預ケ込融通而唯今迄御取り続き被^ニ成下^一候段々逐一承知恐感伏縮仕居候」と感謝の意を表し、「此度奉^レ願之儀相叶候ハ、偏ニ尊兄の御勲功実ニ本願人(昌兵衛)ニ十倍而第一之厚恩主ニ御座候間、何事ニ不^レ寄御存意之通聊以否申上間布候」、「不^ニ相替^一御心入被^レ下候様伏而頼上候」、「御蔭を以自然何様にも(鉄座設立の)御下知拜戴仕候上者、弥々敬慎貞実を相守精勤仕、いつく迄も決而心行違乱仕間敷候事」と述べている。

弟に松井家の由緒を受け継がせることで鉄座設立の大義名分を得た弘道は、名目上は昌兵衛を前面に立てつつ、実際には自らが主導して運動を進めていくのであった。

2 鉄座主法書と鉄座設立運動の経過

鉄座主法書

弘道は、鉄座設立運動を進めるにあたって、由緒を強調するだけでは運動の成功は難しいと考え、説得的な鉄座仕法を作るために努力し、三冊からなる鉄座主法書^①を書き上げた。ここでは、その概略をみておきたい。

第一冊においては、まず鉄流通についての現状認識と鉄座の必要性が以下のように述べられている。鉄の価格は、天保十二年以降高騰が続いている。その最大の原因は、天保十一〜十二年の鉄類払底・鉄価高騰の時以来、鉄山経営者は少しでも高く売って多くの利益を得ようとし、鉄山職人は少しでも給金の高い所を求めて渡り歩くような風潮が蔓延したところがあり、当時の高価格は決して正常なものではない。そこで、鉄座を設立して価格を統制する必要がある。ただし、安永九年に設立された鉄座は、鉄の流通量チェックと口銀徴収を中心業務としており、価格統制機能が不十分だという問題点があった。今回出願する鉄座は、正常な価格で潤沢な鉄流通を確保し「万民平等之利潤」を追求するものであり、諸大名の利益にもなる。

次に、鉄座の具体的な運営形態についての規定がくるが、この部分は史料を示しておこう。

〔史料2〕

(前略)

一江戸大坂両所江鉄御座方御取建ニ相成国々々出候鉄鋼銃荷物御座方之内江為ニ積廻、品物相当之価を以仕切代金於御座方御渡ニ相成、今般御鑑札御下ケ株之者其筋於ニ御同所ニ致買下候様被ニ仰出度候事。

一諸家様御領国出山之品於ニ御手前ニ御遣ひ料并産出之於ニ国々々農具諸鉄物釘類ニ打立候分者其国限りニ全致ニ売

買、但し山方并自国之商人は他国江致ニ相對売ニ候儀者勿論、諸家様御国産与名付他国江御払ニ相成候儀堅御停止被
ニ 仰出、都而江戸大坂兩御座方之内江為積廻ニ候様仕度候事。

一 御座方御改年月相記候差札無レ之荷物売買堅御停止被ニ 仰出、産国は御座方江相廻候道筋津々浦々者勿論、山方
は他国江廻し置致ニ内々売ニ候者無之様堅被ニ 仰出ニ度候事。

一 諸家様御手元御遣ひ料ニ相成候分并自国限り売買之分荷物箇数年々兩度宛山元は御座方江為書上ニ可レ申事。

一 兩地御座方御取締之儀者御役人様方御出役有レ之諸事御改被ニ 仰付ニ度候事。

一 兩地御座方頭取役其筋相弁鍛練正直之者江可レ被ニ 仰付、此者諸事差配仕、御座方付召抱人全く末々迄取締進退
可レ仕事。

一 荷物仕切用金之儀御金御出方ニ相成候歟又者町人共江弁被ニ 仰付ニ候共、時宜ニ隨ひ如何様ニも融通可ニ相成ニ儀
与奉レ存候事。

但御座方御取建御普請以下諸入用右同断之事。

一 荷物価定方之儀者山元稼方荷主共諸掛り益銀等見積り引合ニ相成候程ニ直段相立品物上中下三段ニ分ケ年々大相
場相定置、諸国は出候品甲乙ニ准シ右大相場江引当直立可レ仕候。縦令者上鉄拾貫目ニ付價銀六拾目中鉄五拾目下
鉄四拾目与大相場相立候節、中は一段上等之品ニ候得者五拾三匁、或者上は一段下等之品者五拾七匁、又ハ上中相混
候得者其中五拾五匁与相定候類ニ御座候。且又品甲乙定方之儀者其筋鍛練正直之者相撰召抱置、頭取候者外一同立
合可ニ相定。若其節不当之儀申候荷主者山稼方取調不正之儀無レ之様可ニ申付。猶又甲乙定方ニ依怙有レ之候様致ニ
疑惑ニ候族者現開入札申付落札を以直段相定可レ遣候事。

但荷主は御冥加或者蔵敷口錢环与名付出銀為レ致候類一切有レ之間鋪事。

一 山元困窮ニ而難ニ取統ニ候得者願出候様被ニ 仰渡、始末相糺実以無レ抛分者無利足年賦返納ニ相定、前金御貸附ニ相

成休山不レ仕様取斗申度事。

一 大坂御払下直段之儀者仕切直段江五步方相加へ右五步を以御座方諸入用雜費相賄、有余之分ハ上納ニ相成候共又者仕切金を御手当ニ御座方ニ而積金ニ相成候歟時宜ニ寄可レ被ニ 仰付ニ事。附り御払下ケ代金ハ何十日目御定之期限御掛屋江可ニ相納ニ事。

但仕切金町人共江融通被ニ 仰付ニ候得者右五步方の内方利銀可レ被レ下候事。

一 御座方方買下仕候商人共之自前方手数を越し候売買ニ候とも、運送賃銀之外者御座方方買下之直段江割掛り方高直ニ致ニ売買ニ間鋪旨末々迄被ニ 仰渡ニ度候事。

附り此儀ハ御座方相立兩年も御試之上被ニ仰出ニ度候事。

一 代金引替上納難渋之者身元慥成証文為レ立期月相定上納可レ為レ致事。

一 江戸御払ひ下ケ直段之儀者大坂御座方方相廻候荷物難破船為ニ御手当ニ式歩方御積立ニ相成、定例五步共都合七歩方仕切直段江相加大坂金相場違差引運送賃銀相加買下為レ致、其外者大坂表同様之事。

但廻船無難ニ候ハ、翌年者式歩之御積立可ニ相省ニ候。尤少難船之年柄者右御積立之内ニ而相賄引去銀翌年買下員數江割付下直ニ為ニ買下、若大難船有レ之候時ニいたり兼而之御積立を以引足兼候節者、是又割付直増いたし買下ニ可ニ相成ニ事。

一 鉄御座方之支配ニ而古鉄類御取扱所御定御立置可レ被ニ仰付ニ事。

一 在来兩地之鉄問屋家業相統為レ致度奉レ存候間、今般御鑑札永年之株式ニ被ニ仰付ニ度候事。

附り仲買人之儀身柄相糺御鑑札被ニ仰付ニ之事。

但し御鑑札株ニ相成候とも私ニ馴合差障之儀仕候者共ハ其株御差替可レ被ニ仰付ニ候事。

一 御軍政御用之鉄類を始都而御用向之鉄鋼銑真鍮ニいたる迄無ニ差支ニ様に御座方方上納可レ仕候事。

附り御用鉄類上納ニ付御手当御下ケ金等者如何様共座方立行候様御差図可被成下候事。

一諸国鉄山師之内惣取締方三五人身元之者江可被仰付候事。

一今般願上候通御挙用ひ被下置候御場合ニも臨候ハ、何卒御中ぬぎにて速ニ御触達御取斗被下度、左候ハ、肝要之御用弁筋に可相立身柄之町人相撰十分ニ御請書等可為差出候事。

(中略)

右之通御座方御取建ニ相成諸国江入津仕候荷敷之義耽与見積候得者、先西三年之内者年分惣鉄類凡拾三万箇前後ニ可有之。追々御主法相届山方之者共自然与帰伏仕候ハ、産出多く猶荷敷も相増可申。尤価之儀ニ付山方仕切最初ハ廠格ニ取扱候而者是迄高利之見合ニ泥ミ、御座方出来候を以之外難儀之事ニ思ひ御主法世布不仕内者噉々可申歟、先当時価六歩減位ニ直段相立いづれ之手前も篤与見留段々至当之価ニ推移り候様取扱候ハ、不ニ数年一而価古復仕候儀必定ニ可有御座。猶微細之事共逸々認取候而者事及ニ繁雜候間節略仕大要奉申上候。若御取用ニも相成御調子被下候ハ、明白ニ相成誠ニ以難有仕合奉存上候。

史料2の要旨は、次のとおりである。

- (1) 江戸と大坂に鉄座を設け、諸国産出の鉄類はすべて鉄座で買い上げ、鑑札を下付された商人に売り渡す。
- (2) 鉄座の鉄類買い上げ資金は、幕府もしくは町人の出金による。
- (3) 鉄の買い上げ価格は、生産費を勘案して荷主に利益が残るように設定する。価格の決定方法は、あらかじめ基準として鉄の品質による上・中・下の三段階と各段階ごとの価格を設定しておく、鉄座頭取と「其筋鍛練正直之者」が基準と比較・協議して各地の産鉄の価格を決める。価格決定に疑惑をもつ者がいた場合は、入札で決める。
- (4) 困窮の山元へは、無利息年賦返納の条件で経営資金を貸与し、休山とならないようにする。
- (5) 鉄座で買い上げた鉄の払下げ価格は、大坂では買い上げ価格の5%増、江戸ではそれに江戸への廻漕中に難破し

た場合の手当二%を加えて買い上げ価格の七%増とし、そこから鉄座の諸経費を支出する。

(6) 商人が鉄座から購入した鉄の販売価格は、運送費を除き、購入価格の一〇%増以内とする。

(7) 鉄類を扱う問屋・仲買には鑑札を下付する。

(8) 軍用をはじめ御用の鉄類は、鉄座から差し支えないように上納する。

(9) 鉄座設立当初は当時の価格の六%減位の買い上げ価格を設定し、以後しだいに価格を引き下げていく。

そして、諸国から鉄座に送られる鉄類の年額が金二六万九九九兩三步余、五%の益金が一万三四九九兩三步、そこから鉄座諸経費等七四二〇兩を引き、六〇七九兩余が純益となると見積もられている。

第二冊では、当時の鉄流通の問題点と鉄座設立の意義を、次のように述べている。大名領国産出の鉄は藩の手で大坂蔵屋敷に運ばれ、入札で町人に売り渡される。入札に参加できる商人は限られており、落札価格は非公開なので、落札者は自由に値段を決めて売り出せる。こうしたことが、鉄値段の高騰を招いている。大坂の鉄商人は、諸国の鉄山を前貸支配し、鉄荷物の買目を偽るなどの不正行為を行い、江戸の鉄商人は大坂商人に従属している。彼らは、従来のような暴利を貪れなくなることを恐れて鉄座設立に反対するであろうが、鉄座設立により価格は適正に、品物は潤沢になり、諸大名・鉄山経営者・「市中鉄類取扱候者共」、いずれの便宜ともなり、総じて国益となるであろう。

また、第三冊には、参考資料として天明五年の鉄座仕法改正の触書などが収められている。

鉄座出願の経過と論理

弘道は、この鉄座主法書と松井家の由緒を武器に、鉄座設立運動を展開するが、次に掲げる鉄座再興願書から、その経過と論理をみてみよう。

〔史料3〕⁽¹²⁾

〔表紙〕

奉_二内願_一書附

紀州高野山学侶方領内

慈尊院弘法大師政所

由緒別当職掌

中橋嘉平次印

〔下ケ札〕

〔下ケ札〕本文嘉平次悴勤之丞与申者当午廿九才罷成別当職掌之儀者代勤為致、嘉平次義參府仕奉_二願上_一儀に御座候。

乍_レ恐奉_二内願_一口上

私弟昌兵衛与申者

先年參州山中郷松井庄兵衛江養子差遣、名跡相統為_レ致候儀御座候。然処松井家元由之儀者往古於_二同国_一花井利兵衛与申郷士之家江恐多も 御神君様御由緒在_レ之松千代与申方養子相統之砌花井姓を松井与相改候様被_レ為_二仰付一、辱も 神君様御直判之重き 御書を以永々鉄座奉_レ蒙_二御免許_一候段、實に家の規模無_レ申量_二難_レ有御儀冥加至極奉_レ存候。件之通難_レ有奉_レ蒙_二御主意_一候御事偏に松千代儀者恐多も 神君様御落胤にて格別 思召を以斯く重き 御黒印迄被_レ為_二下置_一候御事之旨、祖先共より申伝へ家の什宝無_二此上_一太切に護持仕候儘、鉄座之儀者中絶仕追々家名衰廃罷成御太切之 御黒印田舎弊屋におゐて守護仕候儀非常災の恐不_レ少、追而家名再興奉_二願上_一候時節迄 御黒印之御儀者 御公儀様江御預り成し戴き度、元禄十四年之頃八代前同苗才兵衛御願奉_二申上_一候処、願之通 御本紙者 御上様江御預り被_レ為_二成下_一、御代り与して 御写書御下ケ被_レ為_二成下_一難_レ有頂戴仕候事御座

候。其後松井家世々及ニ衰弊ニ廢絶^(ママ)同容の成り行誠に以歎敷、弟昌兵衛遇旧家相統之身分与罷成候付而ハ何卒祖先共余蔭を以名家再興奉ニ願上^一度、困苦赤心を究し精々骨折候得共、所詮弟共微力にて如何共難ニ取斗^一旨歎き出、無^二余儀一次第に付同人身上者手元江引取私儀出府仕、松井方古代奉^レ蒙^二御仁恩^一候格別之御由緒御取立之程奉^二歎訴申上^一度、別冊之通主法書相添去ル亥年中、^(嘉永四年)御勘定所江奉^二内願^一置候処、右鉄座主法書之儀者至極御国益御取締之廉にも相適、万民産業の不行可^レ然趣に付、御奉行衆御熟覽之上追々御取調御差図在^レ之、翌子年暮御奉行衆より御内慮御伺も相濟候与の御内沙汰迄も奉^レ窺、其上丑年中には鉄座御免許之御黒印御取調も御座候処、則御本紙者御宝庫中に全御在存之由益御明証御発輝之御旨遥承仕、松井祖先の拠由も相頭名跡相統之身に取候てハ如何斗歎難^レ有御儀、実に紅淚銘胆感拝難^二申尽^一次第奉^レ存候。就^二中鉄座再興筋大坂表の方諸向懸合行届在^レ之哉御役筋より御尋御内意之品も被^レ為^レ在候付、私義登坂の上其筋面々へ再応示談申請承伏仕候趣、尚亦卯年参府仕奉^二言上^一候付其頃者別冊主法書之趣御取調行渡り候故、最早御下知之御場合にも可^レ被^レ為^レ至御旨御内々相伺ひ難^レ有奉^レ畏罷在候処、異国船御用向を始地震風損等御多端之御用筋御差湊殊之外御沙汰相後れ日夜歎息難^レ忍次第奉^レ存候。右鉄座之儀者申上ル迄も無^二御座^一大炮小銃筒玉者勿論、総而御武器器類或ハ農具家作船造方釘鉄物大工及諸職人道具其外鍋釜鑄錢等にいたる迄悉く国家万用随^一之品物に御座候処、松井の家世々相衰鉄座取続無^レ之故を以取引甚猥りに成り行き鉄類出產減少之上、諸向におゐて勝手儘散乱いたし自然与品物不潤沢直段而已相進、斯く等閑に相成候段畢竟松井家廢弛之多罪恐不^レ少奉^レ存候。仰き願くハ金銀御座方并銅座同様鉄座之儀も古源に復し御取立被^レ為^二仰付^一候ハ、第一御国用充満仕御取締も相立、恐多も從^二神君様^一御膏沢被^レ為^二御垂^一候御先蹤之御仁恵も相耀、下万民に覃迄必用之鉄類普通奉^レ蒙^二御扶助^一、広大無辺之御徳沢に奉^レ浴、無^二此上^一御国恩之程莫加至極難^レ有仕合可^レ奉^二存上^一候。依^レ之不^レ奉^レ願^レ恐密に奉^二内願申上^一候間、御別格之御慈愍を以鉄座再興被^レ為^二仰付^一候様御下知被^レ為^二成下^一候ハ、御鴻庇を以松井故蹟^(ママ)苐生仕、匪^レ他御由緒之鉄座相立可^レ申儀与山海無量御愛憐之程重畳難^レ

有仕合奉_レ存候。此段乍_ニ恐多_ニ偏_ニ奉_ニ歎願申上_一候間幾重にも宜。御沙汰之程伏而以奉_ニ願上_一候、以上。

安政五年十一月

史料3は、安政五年（一八五八）十一月付の幕府への弘道内願書の控（もしくは下書）であり、その主旨は次のようである。①弟の昌兵衛が先年三河国山中郷の松井家の名跡を相続した。②松井家は徳川家康の落胤の血統であり、家康から永々鉄座免許の判物を得ている。③その後鉄座は中絶し、松井家も衰退した。判物の正本は元禄十四年幕府に預け、その際写を下付された。昌兵衛が相続した時松井家は廃絶同様となっており、昌兵衛は家名再興を目指したが力に余り、兄の自分が代つて出願する次第である。④すでに、嘉永四年に鉄座主法書を添えて勘定奉行所へ内々に願ひ出たが、「至極御国益御取締之廉にも相適、万民産業の奉行可_レ然」とのこと、その後奉行衆が熟覧して取調べ・指図があつた。⑤嘉永五年には、奉行衆から老中阿部正弘への「御内慮御伺」も濟んだ旨、内々に伝えられた。⑥嘉永六年六月には、書物奉行武島安右衛門の手で鉄座免許の判物の正本が幕府の紅葉山文庫中から発見されて、松井家の由緒の正統性が確認された旨承つた。⑦また、大坂商人の協力もとりつけ、その旨安政二年に幕府に報告したが、その頃には鉄座主法書の取調べも済み、勘定奉行石河土佐守政平から、願書の草稿を下付するので鉄座設立を正式に願ひ出よとの指示が近く下るだろうと、勘定組頭から内々に伺つた。⑧ところが外国との交渉や、安政二年十月の江戸大地震など多事多端のため、正式出願の指示が延び延びになつてゐる。⑨鉄は、武器・農具その他「国家万用随一之品物」だが、鉄座が存在しないため、流通が混乱し、品薄で値段が高騰してゐる。⑩鉄座を再興することで、流通量も増し流通統制も確立し、家康の仁政を復活させることができる。どうか、松井家に鉄座再興を命じてほしい。

ここにみられる弘道の鉄座出願の論理を一言でいえば、品薄・価格騰貴など問題のある鉄流通の現状を鉄座設立によつて改善したい、そして鉄座の設立は家康以来の由緒をもちしつかりした仕法書も準備してゐる松井家に命じてほしい、⁽¹⁶⁾ということになる。

大坂商人との関係

ところで、史料3で弘道が大坂商人の協力を取り付けた旨述べられていたが、この点について補足しておこう。幕府から正式出願の前に大坂商人に話を通しておくよう言われた弘道は、安政元年から二年にかけて大坂に赴き、商人たちと折衝した。

その結果、安政二年正月、大坂商人和泉屋佐七と弘道との間で、佐七が「大坂表下夕組之儀」(大坂における商人たちの編成)を引き受け、その代り鉄座設立の際にはしかるべき地位につくこと、⁽¹⁷⁾が取り決められている。また、同年二月には、大坂松原町の酢屋金三郎が、弘道に、鉄座が設立されたら「座方内外之儀都而引請方」の一人に加わり、「御用所建構を始其外万端御用弁行届候様引請出情」⁽¹⁸⁾することを表明しており、同月、和泉屋佐七・肥後屋武助の両名は、弘道に経済的援助を約している。⁽¹⁹⁾

さらに、安政二年三月、大坂から帰った弘道は、幕府役人に、炭屋彦五郎・近江屋権兵衛が御掛屋、酢屋金三郎・大庭屋治郎右衛門・肥後屋丈助が引請人、伊丹屋十郎兵衛・川崎屋惣兵衛・鉄屋喜兵衛(以上三人は鉄問屋)・和泉屋佐七・肥後屋武助が荷物請払方、信濃町油屋清次郎が「御用所之事」(鉄座の地所・施設の提供か)などの各役割を引き受け⁽²⁰⁾くれた旨報告している。

また、年不詳の書付では、尼ヶ崎町加島屋作治郎・内平野町米屋伊太郎・備後町銭屋忠兵衛は「御懸ケ屋御為替等之儀相勤候筈、尤蔵元同様心得」とされ、松原町酢屋金三郎・安土町川崎屋惣兵衛・長堀橋和泉屋栄之助・江戸堀大庭屋治郎右衛門・淡路町米屋常七は「御用所之御普請を始座方万端之用途向引請仕候筈」、⁽²¹⁾靱千鰯掛り(新靱町)和泉屋佐七・安治川隣在北伝法田村屋孫兵衛は「小用途相達候筈」と、安政二年三月の報告とは若干の異同があるものの、大坂における鉄座引請の商人たちの名が書き上げられている。

このように、安政二年段階では、大坂商人の間で弘道への協力態勢が出来上がっていたのであった。

3 鉄座設立運動の挫折

運動の継続

前節では、安政二年（一八五五）頃までの鉄座設立運動の経過をみてきた。安政二年には、弘道の努力の甲斐あって、鉄座設立を正式出願するよう幕府から指示されようかというところまでこぎつけたが、折あしく国事多端のため先送りとなっていた。幕末期の商品流通に関する一般的状況をみると、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令以降流通独占の再強化をめざす旧来の都市特権商人の動きにもかかわらず、新たな流通ルートの展開により、幕藩制的流通構造は解体に向かっていた。この時期の商人の動きは複雑で、旧来の特権商人のなから新興流通勢力と結び付く者が現れる一方、新興商人の一部に幕藩領主層に接近して新たな流通独占をめぐらむ者も存在した。後者の一例として、大和屋市兵衛という江戸の新興商人が、尾張藩の廻船を一手に掌握する尾州廻船差配会所を浦賀に設けたいと尾張藩に願い出た事例があげられる。⁽²²⁾ また、十八世紀半ば以降、民衆が領主に、経済政策についての献策を行う動きが広範にみられた。⁽²³⁾ 一見突飛にみえる弘道の行動も、こうした状況の下では、単なる特異事例として片付けることはできないと思う。流動的な状況の中で、これまで何の実績もなかった者が一気に流通独占を目指す動きが、各所でみられたのである。

さて、引き続き、安政三年以降の弘道の動きを追ってみたい。安政三年には当時關所中の中橋家の再興の動きが具体化し、同年春弘道は「旧里復古の嘆願」のために一時帰国したので、鉄座設立運動は一旦中断した。同年四月赦免・故復を得た弘道は、秋にまた江戸に出て運動を再開する。⁽²⁴⁾

ところで、松井昌兵衛には実子がなかったたので、安政四年池田文三郎を養子にした。文三郎は、伊勢国松坂の生れ、幼年より江戸に出て「芝口壱丁目松坂屋八助呉服店」に二七年間奉公し、嘉永元年暇乞いして松坂に帰ったが、嘉永五

年再度江戸に出て元の主人松坂屋から呉服物を預かって武家方へ販売していた。安政四年当時は、三十間堀七町目に住んで家主をしていた。文三郎は、昌兵衛の養子となるにあたって、安政四年十一月に昌兵衛に請書を出しているが、その中で「御舎兄様（弘道）江万端伺ひ、勿論我意を相愼都而貴殿御身与御同様御舎兄様御方江随心可仕候」と述べており、鉄座出願の中心は相変わらず弘道であった。⁽²⁵⁾

安政三〜四年には類願人問題（後述）でごたごたしたが、その後安政五年十一月には、史料3のような内願書が作られ、安政六年九月には、鉄座再興を寺社奉行所に願い出るため、高野山年預代に添翰の下付を願っている。⁽²⁶⁾ところが、安政六年十二月に、昌兵衛が五五歳で死去したため、設立運動は昌兵衛の養子文三郎を前面に立てるかたちへと態勢の立て直しを余儀なくされる。そして、万延元年（一八六〇）六月、文三郎から町奉行池田播磨守頼方に鉄座再興願書が提出された。⁽²⁷⁾

この願い出に際しては、文三郎が支配名主銀座三町目村田佐兵衛に願書への奥印を頼んだところ、「右願事身分ニ余り甚以大造之願ひ、我等手ニ而ハ取計兼候。且鉄座鉄会所等之儀是迄他支配之者種々願ひ立の口々粗承候得共、遂ニ御下ケ戻し御座候類承り及候。右ハ容易取計候而も我等役失ニも拘り、同役共江対し候而も恥入事ニ候間相断候」として拒否されるという一幕もあった。⁽²⁸⁾結局出願は実現するのだが、ここから弘道・文三郎の運動は、町役人からは身分不相応の大それたものと見なされていたことがわかる。また、出願に当たり、弘道は担当役人に裏から金銭を送っており、万延元年十月には、町奉行池田播磨守の公用人坂本折右衛門に鉄座設立許可の暁には謝礼金を渡す旨が約されている。⁽²⁹⁾このように、賄賂を使つての裏工作がなされていた。

運動の挫折

ところが、この時点で、弘道が協力を期待していた大坂商人たちの状況は、安政二年段階と大きく変わっていた。大

坂にあつて弘道のために働いていた植田元次郎は、万延元年七月二十二日付の書状で、次のように述べている。今般文三郎から鉄座を出願するにあたり、「先達而当地（大坂）御下夕組御内約之先々」に連絡しておくよう言われたが、肥後屋武助は死去、家は逼塞、和泉屋佐七は死去、家は相続人がなく休業中、川崎屋惣兵衛も二年前から逼塞して商売を休んでおり、河内屋甚兵衛には「右様之儀最早五六ヶ年も相立、只今藪から棒の様ニ被ニ申越ニ候而も其運ひ手統も無ニ之、自然御奉行所御呼出し有ニ之候共、手丈夫ニ御受申抔と申儀ニ者相成間敷」などと言われ、安政二年以来何の連絡もなかったこと、出願人の名前が昌兵衛から文三郎に変わっていること、どのような「御用」を勤めるのか不明なことを理由に協力を断られた。⁽³⁰⁾

こうした背景には、幕府の権威失墜により、幕府による鉄座設立などといっても、金だけ取られて実現せずに終わるのではないかという不信感が大坂商人の間に広がっていたことがあつた。また、嘉永四年の内願以降一〇年近く経つのに運動に進展が見られないこと、弘道が安政二年に大坂から帰つて以降大坂との連絡をおろそかにしていたため「今更降而涌たる如く」という印象を大坂商人に与えたこともマイナスに作用した。植田元次郎が「志願ハ、用途金差支候而ハ、仮令筋立候事ニ而も六ツヶ敷ものニ御座候」と言う⁽³¹⁾とおり、大坂商人の資金援助がなくては運動の成功は望めない。そこで、弘道は、文久元年（一八六一）四月に大坂に行き状況の打開を図つたが失敗し、ここにおいてついに運動の前途に見切りをつけたのか、そのまま慈尊院村に戻つて二度と江戸に出ることはなかつた。こうして、鉄座設立運動は完全に挫折したのである。

菊作太刀

鉄座設立運動は止めれば済むというのではなく、運動の過程で多額の出費をともなつたため、弘道は運動からの撤退に当たつて家伝来の家宝菊作太刀（菊の紋章入りの太刀）を手放すはめに陥つた。菊作太刀は由緒ある名刀で、一説

には、一四代中橋弘光のとき正和二年（一三三三）、後宇多上皇が慈尊院に参詣した際、秘仏の本尊を拝し、感激して後鳥羽天皇製作の菊作太刀を下賜したという⁽³²⁾。弘道はすでに嘉永二年以前に一八〇両の借金のかたに太刀を質入れているが、その後も請戻しと質入れを重ね、嘉永五年には太刀を江戸金吹町の刀剣商中田屋留次郎に質入れして二六〇両を借用した。以後安政四年までに、九度証文を書き替えて利息一五五両を支払った。弘道は、薩摩藩はじめ諸大名に太刀を高く売り込もうとするが成功せず、結局文久元年十二月に、菊作太刀を手放して、中田屋留次郎への借金の元利四二八両程を初めとする五五〇両の借金の返済に充てようと決意した。そして同月、弘道は先祖への申し訳のために剃髪して尚甫と号した⁽³³⁾。以後も、彼は、太刀の取り戻しを試みたようだが、ついに成功しなかった。由緒を武器に鉄座設立をもくろんだ弘道が、最後には由緒ある菊作太刀を手放す結果に終わったという事実は、由緒をめぐる幕末の社会状況の一端を象徴しているように思われる。

4 由緒をとりまく人々

類願人高橋吉兵衛

弘道の鉄座設立運動が失敗した原因の一つに、弘道同様由緒を抛り所に鉄座設立をもくろむ類願人の存在があった⁽³⁴⁾。類願人とは、具体的には江戸八丁堀松屋町地借の鉄砲師高橋吉兵衛（九州久留米出身）のことで、その「扱人」（仲介役）をしていたのが大場茂太夫（旗本の家臣らしい）であり、茂太夫はしばしば柴田淳平（旗本柴田能登守家臣で、初めて弘道に松井家のことを話した人物）の所へも出入りしていた。吉兵衛は、弘道が松井家について知る以前から、茂太夫を通じて、鉄座の由緒を獲得したいと三河の富田群蔵（三河国本宿村陣屋役人）・貞助に申し入れていたが、交渉は不調に終わっていた。嘉永四年（一八五二）頃、弘道が茂太夫にその件について聞いてみたところ、吉兵衛の出願計画はす

でに中止となったので、弘道が出願するのに支障はないとのことであった。ところが、安政元年（一八五四）十月に、弘道が大坂行き準備にかかっていたとき、吉兵衛が茂太夫の紹介状を手に来訪して、「私は、弘化二・三年（一八四五・四六）頃から鉄座出願を心がけ、江戸町奉行井戸対馬守覚弘様へも願ひ上げ、水戸徳川家の御役人にもご高配をいただいている。先年大場茂太夫氏の仲介で、松井家に伝わる鉄座免許の判物写を五〇両で私が譲り受けることに話がまとまったが、金子が調達できず延び延びになっていた。今回金ができたので、前の取り決めどおり判物写を譲ってほしい」と頼み込んだ。弘道は、「そのような事情は私のあずかり知らぬところだ。鉄座の件は既にこちらから幕府に願ひ出ており、今更内々の取引はできない」と断った。

翌安政二年五月、大坂から江戸に戻った弘道のところへ、また吉兵衛が伊東忠兵衛という人物を連れてやってきて、もし判物写を譲ってもらえないならわれわれと共同出願のかたちにしてほしい、と申し入れた。弘道は、すでに単独で出願している以上今更共同出願にはできないが、鉄座設立が許可されたら鉄座内でしかるべき地位を与えることはできるだろう、と答えて帰した。同月弘道は、茂太夫から、①吉兵衛は、武蔵国多摩郡上平井村の元名主新左衛門（同家は松井家の親類で、十八世紀なかばに、松井甚兵衛と協力して幕府に鉄座設立を願ひ出たことがある、前述）の孫龍之助を養子にして、新左衛門から所持の書類を譲り受けたことから、出願に取り掛かったこと、②あくまで、龍之助を出願者の一人にしてほしいと望んでいること、③吉兵衛は、もし共同出願を承諾してもらえぬなら、これまでにかけた経費の半額を負担し、今後の費用も出金すると言っていること、を聞かされたが、拒絶した。

ちなみに、吉兵衛は、次のように主張している。自分の親類武州多摩郡上平井村元名主松井新左衛門の先祖松井松千代は、徳川家康から鉄座御免の判物を頂戴した。先年親類の庄吉と大場茂太夫が、鉄座再興を願ひ出てくれるというので、判物を預けたところ、二人とも行方不明になってしまった。その後、弘化三年頃に大場茂太夫の住所がわかった。親類たちが鉄座再興を自分に頼むので、弘化四年に茂太夫に判物の返還を求めたところ、柴田淳平の仲介で群蔵へ借金

のかたに預けたとのことだった。そこで、群蔵に掛け合ったところ、五〇両と引替えに渡すという。しかし、吉兵衛もすぐには五〇両が用意できず、安政元年十月にやっと金ができたが、そのときには判物は弘道の手に渡った後だった。すなわち、吉兵衛は、上平井村新左衛門家こそ松井松千代の正統の後裔であり、判物も同家に伝わったという。そして、同家の龍之助を養子にしている自分こそ鉄座を出願する資格があるとするのであり、松井家の由緒の理解が弘道とは異なるものの、吉兵衛も松井家の由緒を出願の論理の中核に据えている点では弘道と共通していた。しかし、弘道は、新左衛門や龍之助は、幕府の調査で、松井家の血統などではないことが判明したと聞いたと日記に記しており、吉兵衛の主張する由緒がどれだけ信用できるか疑問である。

さらに、この件に関して大場茂太夫は次のように述べている。文化八年（一八一）に、武蔵国多摩郡上平井村の和田八兵衛（隼人ともいう、神職、新左衛門の甥）が、当時の松井家当主庄兵衛の子庄吉（当時九歳）を手元に引き取って鉄座出願を試みるに当たり、八兵衛と上平井村名主新左衛門が家康判物写を庄兵衛から預かった。そして、庄吉病死後の文化十五年三月に、庄兵衛と茂太夫が、新左衛門の子新太郎から判物写を取り戻した。同年四月、茂太夫・間嶋忠七・幸助の三人が、鉄座出願のため庄兵衛から判物写を預かり、出願に当たっては庄兵衛や親類中と証文を取り交わす旨を約した。しかし、文政十年に庄兵衛は死に、天保六・七年（一八三五・三六）頃判物写は忠七から三河の松井貞助（富田貞助のことであろう）に渡された。

このように、高橋吉兵衛と大場茂太夫の言い分も真つ向から対立しているのであり、弘道が松井家とかかわる以前のいきさつは不明と言うほかない。

その後、安政三年八月、弘道が中橋家闕所赦免のため慈尊院村に戻っていた間に、旗本菅沼直七郎家臣の井上恒右衛門という人物が「富田・阿刀（弘道）・高橋三方一和之扱方いたし度」として「高橋手組之者」を連れて三河に行き、富田群蔵と話し合った。そして、同月、金の力に物を言わせて、群蔵から判物写を五〇両で吉兵衛方に買い取った。群蔵

はこの間弘道や弟昌兵衛には一言の相談もせず、いきなり判物写を渡すよう手紙で言ってきたので、弘道は群蔵の豹変ぶりに対して「言語絶句人面獸心之振舞」と激怒した。群蔵は、この「変心」について、高橋吉兵衛から、昌兵衛はすでにこの件に同意しており、弘道は高野山から入牢を命じられ生死も不明だなどと偽りを聞かされた結果だと弁解している。さらに、弘道がなかなか判物写を渡さなため、吉兵衛から「対談異変」だとして訴えられそうになり、慌てている。しかし、結局、弘道は安政四年に幕府役人に伺いの上判物写を群蔵に渡した。判物の本書が幕府にある以上、写を手放しても支障はないと判断したのである。その後、同年閏五月に、群蔵は主人の柴田能登守から今回の不始末を咎められ「永々暇」を出されている。

このように類願人問題で紛糾している最中の安政四年三月に、井上禎次郎なる人物が現れて混乱に拍車をかけた。彼は、八王子近在の粟の須村に住む八王子千人同心で河野助次郎組に属していると自称していたが、実はすでに安政三年五月子の徳太郎に跡を譲っていた。彼は、自分は上平井村和田八兵衛の従弟で鉄座に関係のある者だと主張して、弘道と高橋吉兵衛方とを往復して、自分も鉄座出願に関与しようといういろいろ画策したが、その結果ははつきりしない。

吉兵衛は、その後群蔵から判物写を入手し、万延元年（一八六〇）八月町奉行所に出願したが却下され、さらに文久元年（一八六一）九月にも八王子柳（龍）之助代として勘定奉行所に出願している。このときの出願への参加者は、堺町和泉屋久右衛門・浅草仁王門前萩原静斎・八町堀小池屋小兵衛・旗本家臣井上恒右衛門・大坂のいさ川三郎兵衛らであった。江戸・大坂の商人や旗本家臣が、吉兵衛に協力していたのである。しかし、吉兵衛の運動も結局失敗に終わったようである。

大坂商人の不信感

吉兵衛のような類願人の存在は、弘道の運動に大きな影響を与えた。万延元年七月に、弘道に大坂の状況を伝えた植

田元次郎の書状は、大坂商人の言を次のように伝えている。

[史料⁽³⁵⁾4]

(前略)

阿刀様の御統きハ素々参州富田群蔵⁵ 御書之写御譲り受被^レ成候より御免願ニ御取掛り被^レ成候事ニハ無哉、其三州富田群蔵親類松井庄兵衛往古⁶所持之品杯と申事ハ高橋一条にて明白ニ相訳り候処ニ而ハ、全富田の親類松井等之訳柄ハ皆以^レ持事ニ而、実ハ先庄兵衛平井村新左衛門方へ預ケ置候品を大場茂太夫取出し富田群蔵方へ質物ニ差入候ものニ而ハ無^レ之哉、夫故先達而高橋方⁷追々掛合、終ニ阿刀様⁸ハ富田群蔵へ御戻しニ相成、富田方より高橋吉兵衛方へ相渡り有^レ之事ニ而ハ無^レ之哉、左候へハ御願立之処正実之事ニ而ハ無^レ之、又高橋方も正実の筋ニ無^レ之、依而不^レ遂畢竟山師同様之訳柄ニ奉^レ存候。去寒之頃も全松井の血脈と申者清水幸之介方へ尋参り、同人⁹私方へ引合せ連参り、いろいろ書物等見せ居候得共、いつれも尤らしく申参り候而も古き事故正実難ニ相訳¹⁰、又当地之人氣も以前と違ひ右様之事信用之ものも無^レ之故、断切取合不^レ申位之事ニ御座候間、自分さへ合点不^レ参儀大家へ向ひ咄しも出来不^レ申候。又 御公儀へ対し不正実之儀ニ加談いたし候杯之事者尚以難ニ申上¹¹、

(後略)

史料4から、①高橋吉兵衛の大坂での工作により、大坂商人のなかに弘道の言う由緒への不信感が広がっていること、②かといって、吉兵衛の主張も信用されてはいないこと、③他にも類願人がいたこともあって、弘道らは「山師同様」の者とされ、「当地之人氣も以前と違ひ右様之事信用之ものも無^レ之」と由緒の権威が地に墜ちていたこと、を指摘できる。類願人たちが競って由緒を主張すればするほど、由緒への信用は全体として低下していき、弘道の運動にも大きなマイナスの影響を与えたのである。

村役人層と由緒

ところで、弘道と競合する類願人とは異なり、弘道の運動に協力することで、自らも利益にあずかろうという者も存在した。武藏国荏原郡馬込村名主源藏祖父川原源右衛門と同国同郡碑文谷村年寄角田久左衛門がそれであり、彼らは、弘道が鉄座出願に最後の努力を続けていた万延元年八月に、弘道に宛てて「隨身証拠書」という一札を差し出しているが、その要旨は次のようなものであった。⁽³⁶⁾

源右衛門は、安政四年に、鉄座発起人と称する内藤嘉兵衛という人物から鉄座願人になってほしいと頼まれ、「書類仕法書」を見せられて信用し、加入金を出し、その後も金銭的な援助をした。そして、「江戸表連中」からも頼まれて、馬込村を支配する代官小林藤之助を通じて、勘定奉行所に願ひ出たが却下された。しかし、あきらめず、「連中一同相談之上」源右衛門が自費で大坂に赴き、「夫々金主江口入人を以て三示談」（大坂商人に資金援助を要請したのであろう）、再度勘定奉行所に出願したが、またもや却下された。結局、内藤嘉兵衛の謀計にはまるとわかり、多額の失費を後悔していた。その後、安政六年に弘道が正統の鉄座出願人であることを初めて知り、会って話を聞いたところ、間違いないとわかったので、「隨身」を願ひ出て了承され、互いに約定書を取り交わした。また、上野国に住む直七・寅次郎・政之丞の三人も弘道に「隨身」したいと、源右衛門・久左衛門に頼むので、安政六年六月に源右衛門・久左衛門が上野国に行つて三人と話し合い、一人一〇両ずつ、計三〇両を出金させて弘道に渡した。久左衛門も出金し、源右衛門も伴の病死などあったものの、「証拠加入金」一〇両を弘道に渡した。そこで、鉄座設立が許可された暁には、源右衛門は「御兩人様御座頭脇位之処」（鉄座で弘道・文三郎に次ぐ地位ということであろう）、久左衛門は「相当之勤向勝手」も可相成「勤場所」につけてほしい。また、今後運動への新規参加者があつても、源右衛門・久左衛門の兩人は厚遇してほしい。鉄座の規則は遵守し、職務は誠実に努める。

以上の「隨身証拠書」の内容から、以下の点が指摘できる。①高橋吉兵衛の他に、内藤嘉兵衛という類願人も存在し

た。②内藤嘉兵衛がいかなる人物かは不明だが、「江戸表連中」とあるように、彼の仲間が複数江戸にいた。③そして、川原源右衛門・角田久左衛門のように、鉄座出願人に資金を提供して、見返りに鉄座内で要職につくことを求める関東農村の村役人層が存在した。

本節でみたように、鉄座の由緒と利権をめぐって、江戸商人・大坂商人・旗本家臣・元八王子千人同心・関東地方の村役人など実に多様な階層の人々が弘道と協力もしくは対立関係をもったが、由緒をめぐる競合状態がしだいに由緒の権威・信用を失墜させていったのである。

おわりに

ここで、これまでの行論をまとめておきたい。

(1) 中橋弘道は、由緒ある寺院の俗別当兼地主の家に生れ、自ら中橋家の家譜を完成させるなど自家の由緒に深い関心をよせていた。

(2) 弘道は、弟に松井家を継がせて鉄座の由緒を獲得し、鉄座を設立することで、傾いた自家経営を再建しようとした。この由緒は、弘道や中橋家に本来のものではなく、幕末になって新たに獲得したものであった。この点は、高橋吉兵衛にも共通している。すなわち、幕末期には、由緒は利権がらみで売買・譲渡の対象となっていたのである。

(3) 弘道は、由緒を武器に幕府に鉄座設立を願ひ、安政二年頃には設立運動は当局者の内諾を得られそうなるところまでいった。弘道が寺社奉行所宛の口上書で「右鉄座之儀ハ不_レ容易_一、仮令種々取持_レ他之者_ヲ願出候_ニも願之当人素姓も不_レ賤旧家之筋_ニ而由緒相統_レ之者_ニ無_レ之_ニ而ハ御取用_ニ不_レ相成_一旨、先年御筋方御内密御糺之御尋も被_レ成下_一候事_ニ御座候_一」³⁷と述べているように、幕府も願人の由緒には注意を払っており、家康がらみの由緒を持ち出さ

れると、無下に門前払いなどにはできなかった。由緒が売買・譲渡の対象となるということは、少なくとも表面的には、由緒が社会的に一定の権威をもって通用している証拠であった。

(4) 鉄座の由緒は、紀伊国の寺院俗別当の弘道・三河国の旗本陣屋役人の富田群蔵・大坂の商人たち（そのほとんどは鉄商人ではなかった）・江戸の家主池田（のち松井）文三郎・関東農村の村役人層といった居住地域も身分階層も異なる人々を、鉄座設立に向けて一つに結び付ける役割を果たした。また、江戸の鉄砲師高橋吉兵衛・元八王子千人同心井上禎次郎・江戸在住の旗本家臣井上恒右衛門らも弘道との共同を模索していた時期があった。由緒を核に新たな社会集団が結成されようとしていたのであり、彼らが目指したのは鉄座設立による経済的利益であった。すなわち、由緒とは、既存の家や社会集団が自らの権益を獲得・維持・回復するために主張・創造するだけでなく、人々が身分・地域を超えた新たな集団化を遂げる際の結集核としても機能したのである。また、彼らの結集の拠点が江戸・大坂という巨大都市、とりわけ江戸であったことは注意してよい。

(5) しかし、幕末において、由緒はそれだけで無条件・絶対の効力を発揮したわけではない。鉄座設立運動がそれなりに進展した背景には、弘道が苦心してつくった仕法書の存在、幕府担当役人への裏工作（贈賄をも含む）、利権目当ての資金協力者の出現、といった要因が存在していた。そして何よりも、由緒に依拠した弘道の出願が結局は認可されなかったことが、由緒の実効性の限界を示している。

(6) また、鉄座の由緒に関して、弘道と高橋吉兵衛に代表される複数の人々の、正統性をめぐる争いが発生した。このことは、一面では、当時由緒が社会的に価値をもっていたことを証明するものだが、他方で、いずれの側も由緒の本来の所有者ではなかったこともあって、双方が由緒をめぐる争えば争うほど、周囲からは「山師同様」とみなされ、由緒の権威・信用は失墜していったのである。弘道の鉄座設立運動は、由緒が社会的意味をもち、しかも売買・譲渡しうるものとして存在していたために初めて可能だったが、他方こうした由緒のあり方が類個人を生み、

それがしだいに由緒の意味を減退させ、運動の成功を阻害することになるという皮肉な結果をもたらしたのである。(7) 社会のなかで最も経済原理が優越していると思われる流通の分野で、幕末に至ってなお、由緒を抛り所に幕府の保護を得て、流通独占の特権を獲得しようという動きが存在したことは注目されよう。文政期に松井家が断絶したことに象徴されるように、近世後期に由緒の力は一面で弱体化するが、それが他方で誰でも由緒を獲得できる可能性を開き、由緒に対する人々の需要を高めるといふ側面をもった。由緒は変質しつつ存続し、新たな社会集団を生み出す媒介となる。しかし、需要の高まりは類人同士の競合を招き、由緒の価値を低下させていく。そして、鉄座設立運動は結局失敗し、中橋家は伝家の宝刀を手放して没落する。このように、存続と変質・弱化の両側面が相互に関連しつつ併存していたのが幕末期の由緒のありようであり、これが近世における由緒の変容過程の一つの帰結だったと言えるのではなからうか。

- (1) 本稿で使用する史料は、紀伊国伊都郡慈尊院中橋家文書である。同文書は、国文学研究資料館史料館(国立史料館)に所蔵され、『史料館所蔵史料目録 第四十六集』(一九八八年、以下『目録』と略記)として鶴岡実枝子氏の手になる目録が刊行されている。本稿は、全体を通じて同目録の解題に多くを負っている。また、鶴岡氏からは種々御教示をいただいた。記して御礼申し上げたい。
- (2) 『目録』解題、中橋家文書整理番号一四二一。本稿では、中橋家文書からの出典を示す場合には『目録』所載の整理番号を示すこととし、以下「中橋一四二一」のように略記する。
- (3) 中橋一五四〇、一五四一。
- (4) 中橋一三三。
- (5) 高野山領の地土制度についてはまとまった研究がないが、隣接する和歌山藩の地土制度と異なるところはない。和歌山藩の地土制度に関しては、『和歌山県史 近世』(和歌山県、一九九〇年)七六頁以下を参照。
- (6) 中橋一三七九。由緒書は複数残されているが、相互の間に若干の相違がある。

(7) 野原建一「鉄座」、『国史大辞典』第九卷、吉川弘文館、一九八八年)、武井博明『近世製鉄史論』(三一書房、一九七二年)二〇一頁以下。

(8) 中橋一三八一。

(9) こうした認識の背景には、安永九年に松井家とは無関係に銀座の掛りで鉄座が設けられた事実があった。弘道は、従来の松井家の鉄座再興運動を「是をいふ基立之主法書も不仕而、一向ニ御再興而已悲願の思ひ入にて過暮候事共と相覚候」と認識し、しかも松井家の由緒に関しても「引証之書類も不分明」だと思っていた。中橋一四二二。

(10) 中橋一三八三。

(11) 中橋一四〇六。ただし、嘉永元年九月付で本銀町一丁目平次郎地借日野屋栄次郎(弘道に先立つて鉄座を出願した人物で、嘉永元年に弘道とも会っている)が作成した主法書(中橋一三七七、一三七八)が、弘道作成の主法書と類似の内容をもっており、弘道は栄次郎作成の主法書を参考にした可能性がある。また、弘道作成の主法書は複製されているが、幕府役人の指示もあつて、推敲が重ねられたため、互いの間で若干の相違がある。

(12) 中橋一四〇三。なお、中橋一四二一をも参照して本文は記述した。

(13) 中橋一四一三によれば、嘉永五年十二月二十八日に阿部正弘から勘定奉行松平河内守近直へ附ケ紙による書下げがあり、以後は近直が担当となり、翌年二月三日には近直から勘定組頭大森善次郎と勘定上野芳之助に鉄座主法書の取調べが命じられた。嘉永五年以来、弘道は、頻繁に上野芳之助宅を訪れ、裏工作に余念がなかった。中橋九四、一三九九。

(14) 松井松千代や、彼に下付されたという家康判物の実在については、現在のところ確証が得られない。弘道自身、当初は松井家の由緒について「引証之書類も不分明」だと感じており、当時の大坂商人も「古き事故正実難ニ相訳」(後掲史料4)としていて、当時から由緒の信憑性には疑問が出されていた。しかし、紅葉山文庫中から判物の正本が発見されたというのが事実なら、由緒には根拠があったということになる。ただ、これも弘道が頼りにした幕府役人上野芳之助の虚言であった可能性がある。結局、由緒の真偽については保留するしかないが、真偽の如何にかかわらず、この由緒が当時一定の力をもって社会的に通用したことは事実であった。

(15) 中橋一四二一では、担当役人の転役も指示延引の理由の一つにあげられている。石河政平は、安政二年八月一橋家老に転出している。

(16) 中橋一四二二では、「御国恩御国益之御儀専一ニ心懸、且諸民之利潤肝要与仕、鉄座主法帳漸々与認上」と述べられている。

- (17) 中橋一三八八。
- (18) 中橋一三八九。
- (19) 中橋一三九〇。
- (20) 中橋一三九九。
- (21) 中橋一三九六。この書付に記された人物の中では、川崎屋惣兵衛のみが鉄問屋である。また、中橋一三九六の他の書付には、順慶町松屋嘉兵衛・下博労浜肥後屋武助・新靱町吹田屋六三郎・湊町肥後屋丈助などの名もあげられている。
- (22) 斎藤善之、『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、一九九四年）。
- (23) 平川新、「地域経済の展開」『岩波講座 日本通史』15（岩波書店、一九九五年）。
- (24) 中橋一四〇一。
- (25) 中橋一四一〇、一四一一、一四二二。
- (26) 中橋一四〇二。
- (27) 中橋九九、一四一四、一四二四。
- (28) 中橋一四一五。
- (29) 中橋九九、一四二六。
- (30) 中橋一四三五。
- (31) 同右。
- (32) 中橋六六八。
- (33) 中橋八二二、九〇一、一四〇一。
- (34) 以下の類願人についての記述は、中橋九八、一三八四、一三九一、一三九九、一四〇八、一四一三、一四四三による。
- (35) 中橋一四三五。
- (36) 中橋一四二三。
- (37) 中橋一四〇四。